

# 第2部

## 第三次実施計画の具体的な展開

### 第1章（施策の方向性Ⅰ）

特別支援学校における特別支援教育の充実

### 第2章（施策の方向性Ⅱ）

小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

### 第3章（施策の方向性Ⅲ）

変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

### 第4章（施策の方向性Ⅳ）

特別支援教育を推進する体制の整備・充実



掲載場所	作品名	氏名	氏名 学校名・学部・学年
上段左	きしがいるおしろ	勝野 圭偉良	都立大塚ろう学校小学部 4年
上段中	タコと戦うサメ	棚瀬 悠斗	都立八王子東特別支援学校高等部 1年
上段右	ひかりもの 3びき	牛之濱 亮太	都立中野特別支援学校高等部 3年
下段左	校庭のタンポポ	新海 拓翔	都立石神井特別支援学校中学部 2年
下段中	陶による構成	門 道平	都立練馬特別支援学校高等部 3年
下段右	森林	笠井 翔空	都立永福学園高等部 2年

## 第2部

### 第三次実施計画の具体的な展開

# 第1章（施策の方向性Ⅰ）

## 特別支援学校における特別支援教育の充実

- 1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実
- 2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進
- 3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実



掲載場所	作品名	氏名	氏名 学校名・学部・学年
上段左	寄宿舎の部屋をさまようクモ	柴田 脩	都立文京盲学校高等部 2年
上段中	木人	熊倉 里桜	都立水元特別支援学校中学部 1年
上段右	花	吉村 瑠香	都立中野特別支援学校中学部 1年
中段左	どこいくの？	浦 智晴	都立中野特別支援学校高等部 2年
中段右	ギリシャ神話のヒュドラ	手塚 奏弥	都立田無特別支援学校高等部 1年
下段左	無題	山本 幸奈	都立南大沢学園高等部 1年
下段右	ペンギンアート	酒井 蓮花	都立志村学園高等部 2年

## 1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実

### (1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実

#### ① 個別指導計画を活用した教育の充実

都教育委員会では、都立特別支援学校において児童・生徒等一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、学校生活支援シート<sup>1</sup>（個別の教育支援計画）及び個別指導計画<sup>2</sup>の作成と活用を促進してきました。

特別支援学校の学習指導要領では、「カリキュラム・マネジメント」<sup>3</sup>の充実に向け、個別指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていくことを示しています。

このことを踏まえ、個別指導計画と教育課程のそれぞれの評価と改善をつなげていく仕組みを確実なものとしていくため、都教育委員会では、個別指導計画に基づいて児童・生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、これを教育課程の評価と改善につなげるという一連の流れを示した「個別指導計画の作成・活用に関する手引き」を作成しました。

今後は、本手引きに基づく各校での個別指導計画の作成・活用の充実を図り、児童・生徒の実態を適切に把握し、学習指導要領の教科等の目標・内容に即した指導の実施と評価を踏まえた指導の改善のための「カリキュラム・マネジメント」を更に進めていきます。

また、特に知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程においては、学習指導要領に基づきながら児童・生徒の実態等に即した具体的な指導内容を設定する必要があり、指導要録に記載する学習評価においても、3観点<sup>4</sup>に基づいた文章により評価することが求められています。各校での学習評価が適切に行われ、児童・生徒の学びが更に深まるよう、都教育委員会では、都立知的障害特別支援学校における学習評価の在り方について研究を

<sup>1</sup> 本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して児童・生徒等を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツールである。学習指導要領では「個別の教育支援計画」という名称が用いられているが、都では、児童・生徒等の学校生活を支えることが支援の中核になることから、「学校生活支援シート」と呼んでいる。

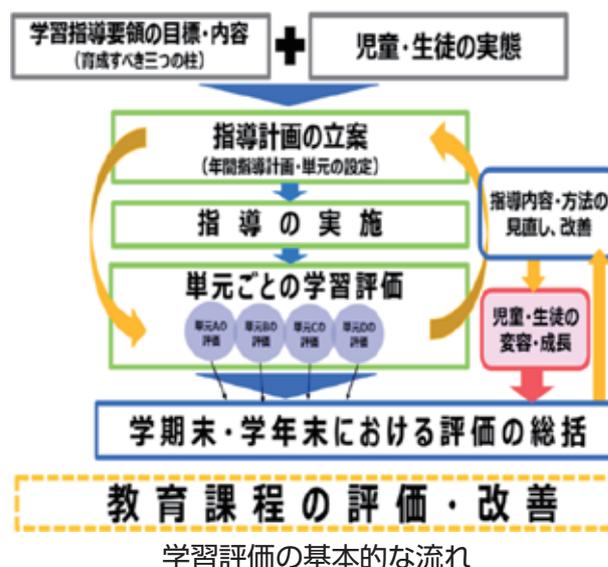
<sup>2</sup> 学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した指導の計画。児童・生徒等一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定し作成するもの。学習指導要領では「個別の指導計画」という名称が使われているが、都では「個別指導計画」と呼んでいる。

<sup>3</sup> 学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。学習指導要領において、「児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各校の教育活動の質の向上を図っていくこと」と示されている。

<sup>4</sup> 学習指導要領に基づく「観点別の学習評価」。学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科における学習状況の評価の観点が、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理された。

行い、指導計画の作成から評価までの一連の流れや、教科ごとの具体的な評価の記載事例を掲載した指導資料を作成し、都立特別支援学校に周知しました。

今後は、都立知的障害特別支援学校はもとより、都立知的障害特別支援学校以外の都立特別支援学校で知的障害の教科を学習する児童・生徒への指導に対する学習評価の在り方や、個別指導計画への評価の記載について、更に研究していきます。



## ② 準ずる教育課程の教育内容・方法の充実

都立視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校には、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行う教育課程<sup>5</sup>(以下「準ずる教育課程」という。)を履修する児童・生徒が在籍しています。これらの児童・生徒の学力の向上を図り、希望する進路を実現できるようにするためには、都立特別支援学校の教員が、小・中学校及び都立高校等における教科指導と同等の指導技術や授業力を身に付け、小・中学部及び高等部それぞれにおいて、指導内容・方法を充実させていく必要があります。

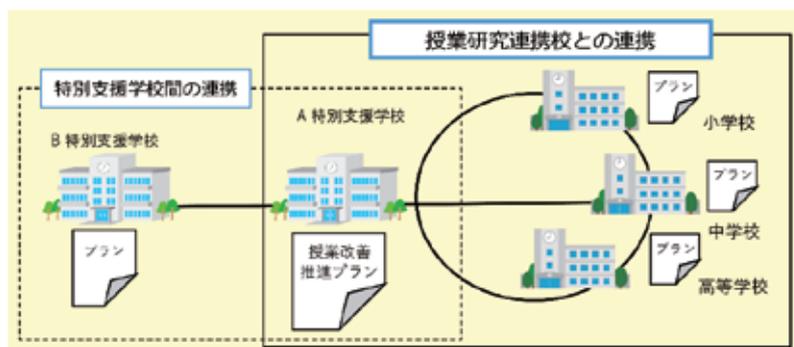
そのため、都立特別支援学校の準ずる教育課程においては、特別支援学校版の「授業改善推進プラン」を作成し、児童・生徒の実態や学校の特色・課題に応じた教科指導の充実に向けた取組を進めています。

また、地域の小・中学校及び都立高校等を「授業研究連携校」に指定し、授業研究連携校と都立特別支援学校の教員が、それぞれの学校で行われる授業研究に相互に参加できるようにしたり、夏季休業期間中などに互いの学校の研修会に参加し合ったりするなどの取組を推進しています。

今後は、準ずる教育課程で学ぶ児童・生徒の学力向上と、希望する進路の実現を更に推進するため、都立特別支援学校の教員の指導技術や授業力の一層の充実を図っていきます。

<sup>5</sup> 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校において、学校教育法第72条に基づき小・中学校又は高校に準ずる教育を行う教育課程。「準ずる」とは各教科等の目標・内容が、原則として小・中学校又は高校と同様であることを意味する。

あわせて、授業研究連携校として都立特別支援学校と連携する小・中学校等においても、授業改善に向けた交流を深め、小・中学校等に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒への指導に関する都立特別支援学校から助言や支援を受けることにより、学校間の連携が両校にとって有意義なものとなるよう、取組への支援を引き続き行っていきます。



都立特別支援学校と授業研究連携校との連携イメージ

### ③ 自立活動を主とする教育課程の充実

特別支援学校の学習指導要領には、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導の領域として「自立活動」が位置付けられています。

都教育委員会では、特別支援学校の学習指導要領の趣旨を踏まえて教育課程届や指導要録の様式を改訂し、自立活動を主とする教育課程において、学習指導要領の目標・内容を全て取り扱う教科と、一部又は全部の内容を自立活動に替えて行う教科の整理等を、児童・生徒の実態を踏まえて改めて見直し・検討するよう、指導・助言してきました。

今後は児童・生徒の実態に応じて各教科等の目標や内容を可能な限り取り扱うように工夫するなど、障害の程度が重度である児童・生徒を対象とした教科指導の在り方等についての研究を行うとともに、教育課程編成の基本的な考え方に基づく具体的な指導計画の例を示していくなどし、都立特別支援学校における指導の充実を図っていきます。

### ④ 知的障害教育における教育課程の充実

特別支援学校の学習指導要領では、知的障害のある児童・生徒のための各教科等の目標や内容が、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という育成を目指す資質・能力の三つの柱によって新たに整理されました。このことを踏まえ、都立知的障害特別支援学校における教育課程の編成を見直し、学習指導要領に示された教科等の目標・内容が確実に身に付くようにする必要があります。

また、都立知的障害特別支援学校高等部普通科においては、教育課程の類型化<sup>6</sup>を行っていますが、多くの学校は、都立知的障害特別支援学校の高等部就業技術科<sup>7</sup>及び職能開発科<sup>8</sup>の設置により職業教育の充実が進む以前からの類型を維持しています。知的障害の程度が軽度から中度の生徒の多くが高等部就業技術科又は職能開発科への進学を希望している現状を踏まえ、高等部普通科に在籍する生徒の障害の状態等に合わせた類型の再編を検討する必要があります。

第二次実施計画において、特別支援学校の学習指導要領の趣旨を踏まえ、都立知的障害特別支援学校小・中学部の教育課程の編成の方針を見直し、生活科や理科、社会科等の目標・内容について、各教科の時間における指導として行う場合の考え方や、各教科等を合わせた指導との関連などについて整理し、都立特別支援学校に周知しました。

また、都立知的障害特別支援学校高等部普通科における教育課程の類型化の見直しに向けた検討委員会を設置し、その在り方を示しました。

今後は、都立知的障害特別支援学校の教科指導の効果的な指導事例を収集し、各校へ周知を図るとともに、他の障害種の都立特別支援学校における知的障害を併せ有する教育課程の指導の充実にも取り組んでいきます。

あわせて、都立知的障害特別支援学校の普通学級における自立活動については、指導の在り方や各教科等との関連などについて更に研究を深めていきます。

なお、知的障害のある児童・生徒に対する指導の充実に向けては、児童・生徒一人ひとりの実態を適切に把握することが重要であることから、第二次実施計画において開発した「知的障害のある児童・生徒の学習支援のためのアセスメント」の活用を図っていきます。

## ⑤ 教職員等の手話技能向上に向けた取組

都では、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、「東京都手話言語条例」を制定し、令和4年9月に施行しました。

本条例第10条に規定された学校における支援を実現するためには、手話に関する高い専門性を有する手話通訳士等による指導が有効であることから、令和5年度から、都立聴覚障害特別

<sup>6</sup> 高等部における教育課程の編成の工夫の一つ。生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた数種類の類型を設け、生徒は選択した類型に応じて、当該の類型が設定している各教科・科目(知的障害特別支援学校の場合は各教科)を履修する。

<sup>7</sup> 知的障害が軽い生徒を対象に、生徒の職業的自立と社会参加に向けて必要な専門的職業教育を行うことを目的とする学科

<sup>8</sup> 知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、基礎的な職業教育を実施し、職業生活に必要な職務を遂行する能力を開発・伸長することを目的とする学科

支援学校において、教職員の手話技能向上のための校内研修や、保護者向けの手話講習会等に、講師として手話通訳士等を招へいする活動に取り組んでいます。

## (2) 自ら望む将来を実現するためのキャリア教育等の充実

### ① キャリア教育の充実

学習指導要領では、キャリア教育<sup>9</sup>について、特別活動を要として、学校の教育活動全体を通して適切に行うことを示しています。

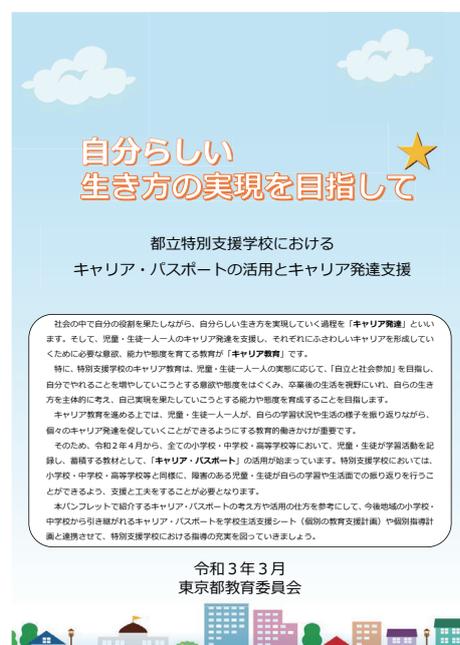
児童・生徒一人ひとりが、将来直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会的・職業的に自立していくためには、学ぶこと・働くこと・生きることについて考え、それらの結び付きを理解することや、多様な他者と協働しながら、自分なりの人生を作っていく力を育むことが大切です。

このため、都立特別支援学校の各段階を通して、これらの資質・能力を育成するキャリア教育に、計画的・系統的に取り組んでいく必要があります。

都教育委員会では、都立特別支援学校の小学部、中学部及び高等部のそれぞれにおける学習や生活を振り返って蓄積していくことにより、発達の段階に応じた系統的なキャリア教育を充実させることができるよう、児童・生徒が学習活動を記録し、蓄積する教材である「キャリア・パスポート」<sup>10</sup>の活用を進めています。

令和3年3月には、リーフレット「自分らしい生き方の実現を目指して 都立特別支援学校におけるキャリア・パスポートの活用とキャリア発達支援」を作成し、各校の取組の充実を促してきました。引き続き、本リーフレットの活用などを通じ、各校において児童・生徒一人ひとりのキャリア形成を支援する教育の充実に取り組んでいきます。

障害のある児童・生徒等の自立と社会参加を進めていくには、都立特別支援学校と保護者が協力してキャリア教育を推進することが重要です。高等部卒業後の進路や生活について保護者の知識や理解を深めるため、年2回程度、保護者向けにキャリア教育理解推進セミナーを実施しています。令和3年度以降は、東京労働局と連携し、「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事



自分らしい生き方を目指して

<sup>9</sup> 児童・生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識できるようにするとともに、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促す教育のことを指す。

<sup>10</sup> 児童・生徒が自らの学習状況や日常生活の振り返りをしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫した教材のことであり、令和2年4月から全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において活用されている。

業]の一環として継続しています。

また、会場開催に加えてオンデマンドによる動画配信を行い、より多くの保護者等に対して理解啓発を図っています。

都教育委員会では、今後も東京労働局と連携し、中学校の特別支援学級の保護者・教員に加え、就学前や小学校の保護者・教員などへ対象を拡大するとともに、都立特別支援学校の見学会を実施するなど、内容・方法を工夫しながらセミナーを継続していきます。

## ② 職業教育の充実

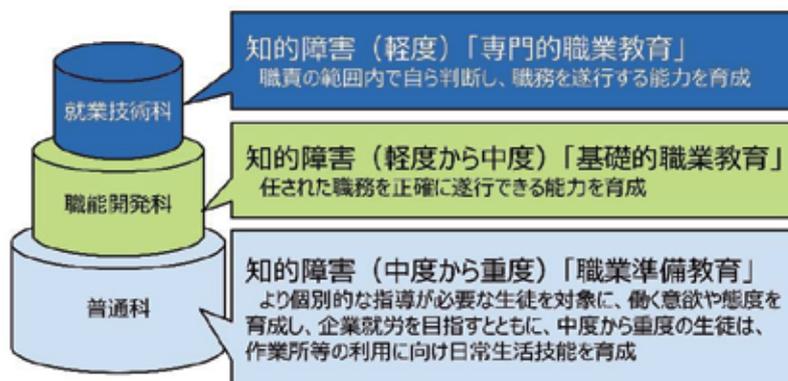
障害のある生徒の自立と社会参加を促進するためには、職業的自立が重要であることから、都立特別支援学校の高等部においては、生徒の障害の状態や程度に応じて、職業教育の充実を図り、生徒一人ひとりが自己の進路や職業についての理解を深め、多様な進路先の中から将来の進路を主体的に選択し、決定できる能力を育成してきました。

今後も、生徒が進もうとしている進路を見据えながら、必要な資質・能力を育成することができるよう教育課程の改善・充実を図り、適性に応じた進路選択につなげていく必要があります。

これまで、都立知的障害特別支援学校の高等部普通科では、清掃や喫茶接客サービスに関する専門家から助言や支援を受けながら職業技能検定を実施し、生徒が課題に向けて自ら取り組むための工夫を図ってきました。また、教員の指導力の充実に向け、令和2年度には清掃技能検定の指導のポイントをまとめたDVDを、令和5年度は喫茶接客サービス技能検定の指導のポイントをまとめた資料を作成し、都立知的障害特別支援学校に周知しました。今後、これらの技能検定を継続していくとともに、他県等の取組について情報収集するなどしながら、卒業後の関係団体との連携や新たな技能検定の検討など検定の在り方を工夫し、更に充実させてい



「高等部普通科における喫茶接客サービス指導に関するポイント」資料より



知的障害特別支援学校高等部における重層的な職業教育の展開

きます。

また、都立知的障害特別支援学校の高等部就業技術科・職能開発科では、生徒の実態や進路希望が多様化してきていることに加え、社会で求められる人材が変化してきていることから、教育課程編成方針の見直しを含む検討を行うなど、知的障害の程度が比較的軽い生徒に対する教育の充実を図っていきます。

さらに、都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校の高等部においては、普通科の教育課程に類型や系<sup>11</sup>を設けたり、生徒の進路希望に応える科目を設けた専攻科の教育課程を工夫したりするなど、卒業後の職業生活を想定した教育の充実を図ってきました。

今後も、社会情勢等を踏まえ、生徒の多様な進路希望に応えられるよう、教育内容の更なる見直し・充実を図っていきます。

### ③ 進学指導の充実

都立特別支援学校の高等部には、大学への進学を希望する生徒が在籍しており、生徒のニーズに応じて、教科指導の充実や進学に向けた進路指導、大学との連携強化といった進学支援に努めていく必要があります。

これまで、都立特別支援学校においては、学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく大学等への進学に向けた指導や各種検定（漢字、数学、英語等）の受検への取組を充実するとともに、大学等への入学後の生活が充実するよう、個別移行支援計画<sup>12</sup>を活用して、大学等における必要な支援につなげてきました。

特に、大学進学を目指した中高一貫型聴覚障害特別支援学校である中央ろう学校においては、生徒が学習支援アプリケーション等の効果的な活用に習熟し、自らの課題や目標に応じた学習に主体的に取り組めるようにするなど、デジタルを活用した進学指導の一層の充実に取り組んできました。

今後も、生徒のニーズに応じて、都立高校等や大学などとの連携を更に強化しながら、進学に向けた指導の充実を推進していきます。

<sup>11</sup> 障害の状態や進路等を考慮し、目的や目指す進路ごとに教育課程を編成することを「教育課程の類型」という。都立聴覚障害特別支援学校の高等部では、類型を更に細分化した「系」を設け、それぞれの目指す進路に応じた教育課程を編成している。

<sup>12</sup> 卒業後の職業生活や地域生活への円滑な移行を見通し、在学中から関係機関等と連携して、一人ひとりのニーズに応じた支援を実施し、学校から地域の関係機関に円滑に引き継ぐための計画

年次計画

取組分野	個別事業	第二次実施計画		第三次実施計画	
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実	① 個別指導計画を活用した教育の充実	・検討委員会において充実策を検討 ・「手引き」を作成し、次年度以降の活用を促進	教務担当者を対象にした連絡協議会で、個別指導計画の作成・評価の流れや好事例について周知		
	② 準ずる教育課程の教育内容・方法の充実	・授業研究連携校の拡大と交流の活性化 ・好事例を共有し、各学校の「プラン」の改善を促進	・授業研究連携校の拡大と交流の活性化 ・好事例を共有し、各学校の「プラン」の改善を促進		
	③ 自立活動を主とする教育課程の充実	障害の程度が重度の児童・生徒に対する各教科等の指導内容及び指導方法の検討	指導内容の検討、教育課程の在り方を研究	研究指定校を指定し、指導内容の検討、教育課程の在り方を研究	研究指定校を指定し、指導内容の検討、教育課程の在り方を研究、成果を還元
	④ 知的障害教育における教育課程の充実	・検討委員会を設置し、小・中部の教育課程の編成の方針及び高等部普通科の種類の在り方を検討 ・検討結果をまとめた指導資料を作成	・学習支援アセスメントの試行及び検証の実施 ・改善を図るとともにアセスメントの活用による効果的な指導実践の共有		
	⑤ 教職員等の手話技能向上に向けた取組	(新規事業) 令和5年度から、都立聴覚障害特別支援学校において、教職員の手話技能向上のための校内研修や、保護者向けの手話講習会等を実施	教員の手話技能を向上させる研修や、児童・生徒、保護者の手話に関する学習・習得・実践の機会の拡充を図るため、聴覚障害特別支援学校4校に手話通訳ができる専門家等を招へい		
(2) 自らの望む将来を実現するためのキャリア教育等の充実	① キャリア教育の充実	・指導資料の活用と区市町村教育委員会等への周知 ・東京労働局と共催で保護者向け「キャリア教育理解促進セミナー」を実施	・指導資料の活用と区市町村教育委員会等への周知 ・東京労働局と共催で保護者向け「キャリア教育理解促進セミナー」を実施		
	② 職業教育の充実	・高等部普通科設置校での教員同士の学び合いを継続 ・高等部就業技術科及び職能開発科において、学校を超えた教員同士での学び合いの機会を設け、各校の授業の改善を推進 ・都立視覚障害及び聴覚障害特別支援学校高等部、高等部専攻科において、教育課程の改善の可能性を検討	・高等部普通科設置校での教員同士の学び合いを継続 ・高等部就業技術科及び職能開発科において、学校を超えた教員同士での学び合いの機会を設け、各校の授業の改善を推進 ・都立視覚障害及び聴覚障害特別支援学校高等部、高等部専攻科において、教育課程の改善の可能性を検討		
	③ 進学指導の充実	学習支援アプリケーションの導入により、生徒の自ら学習する態度の形成	学校生活支援シート、個別指導計画等に基づく進学指導の充実		

## 2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

### (1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化

#### ① 視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

##### ア 視覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画に基づき、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する久我山青光学園を設置するなどの再編整備により都立視覚障害特別支援学校の規模と配置の適正化を進め、現在4校が配置されています。

今後も、在籍者数に関する将来の推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、現在の配置規模を維持していきます。

##### イ 聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画に基づき、聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する立川学園を設置するなどの再編整備により都立聴覚障害特別支援学校の規模と配置の適正化を進め、現在4校が配置されています。

今後も、在籍者数に関する将来の推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、現在の配置規模を維持していきます。

なお、大塚ろう学校の3分教室(永福・城東・城南)においては、乳幼児の通学負担等を考慮し、幼稚部については入学者数にかかわらず存続させるとともに、小学部については、集団による教育活動の確保が重要であることから、新入生が2年続けて3名に満たない場合には、それ以降の募集停止を検討します。

#### ② 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置

##### ア 普通教室の確保

都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に適切に対応するため、令和4年度には立川学園、令和6年度には八王子南特別支援学校を開校するなど、これまでも都立知的障害特別支援学校の規模と配置の適正化を進めてきました。

しかしながら、今なお、普通教室の確保を目的に、特別



八王子南特別支援学校

教室の転用や、間仕切りによる対応を行っている学校があります。

最新の将来推計によると、知的障害教育部門においては、今後も児童・生徒数の増加傾向の継続が見込まれているため、教育環境の更なる充実に向け、取組を一層推進していくことが求められています。

教育環境の充実に向けては、これまでの推進計画(第二期)及び新たに本計画に盛り込んだ施設整備計画により、新設や校舎の増改築を着実に推進し、都立知的障害特別支援学校の規模と配置の適正化を進めていくことに加え、通学区域の調整、「東京都立特別支援学校の施設整備等在り方検討委員会」に基づく新たな施設整備の手法などを組み合わせ、迅速かつ効果的に普通教室の確保を図っていきます。

#### (ア) 特別支援学校の新設

江戸川区東瑞江にある旧江戸川区立下鎌田小学校跡地を活用し、知的障害特別支援学校として江戸川地区第二特別支援学校(仮称)を新たに設置します。

#### (イ) 特別支援学校の改築

地域の実情や校舎の状況等を踏まえ、特別支援学校の改築の際に児童・生徒数に応じた教室を確保していきます。

具体的には、石神井特別支援学校、調布特別支援学校、葛飾特別支援学校、高島特別支援学校で改築に伴う教室確保を行います。また、港特別支援学校では、従来の高等部に加え、新たに小学部・中学部を設置し、学部改変を行います。

#### (ウ) 特別支援学校の増築

聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する立川学園の隣地にある民有地を取得し、増築棟を設置するとともに、従来の小学部・中学部に加え、新たに高等部を設置し、学部改変を行います。

#### (エ) 緊急的な増築等の設置(関連:第1章 3-(1)① p.57)

特に児童・生徒数の増加が著しい都立知的障害特別支援学校を対象に、必要な教室の確保を目的とした緊急的な増築棟を敷地内に設置し、可及的速やかに教育環境の改善を図ります。

本計画では、鹿本学園と水元特別支援学校において緊急的な増築棟の設置に取り組むとともに、今後、児童・生徒数の動向を踏まえ、更なる設置の必要性などについて検討していきます。

### イ 「東京都立特別支援学校の施設整備等在り方検討委員会」に基づく新たな施設整備の手法(関連:第1章 3-(1)① p.56~p.57)

都教育委員会は、令和6年度に、限られた土地の有効活用と教育環境の充実との両立を図ることを目的に設置した「東京都立特別支援学校の施設整備等在り方検討委員会」における検討を踏まえ、今後の新設や改築などの際、新たな施設整備の手法を取り入れていきます。

### ウ しいの木特別支援学校の閉校及び分教室の設置

東京都千葉福祉園の障害児施設廃止に伴い、施設を利用している児童・生徒が在籍するしいの木特別支援学校は、令和6年度末に閉校します。在籍者全員が卒業又は転出するまでの間、閉校後のしいの木特別支援学校の施設に中野特別支援学校を本校とする分教室を設置し、希望する者については引き続き通学することを可能としています。

## ③ 肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校の適正な規模と配置

### ア 肢体不自由特別支援学校の適正な規模と配置

第三次実施計画に基づき、平成29年度に、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する光明学園を開設するとともに、令和2年度に、南花畑特別支援学校と城北特別支援学校を発展的に統合し、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する花畑学園を開設しました。

都立肢体不自由特別支援学校については、在籍者数に関する将来の推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、今後も適正な規模に応じた配置を進めていきます。

### イ 病弱特別支援学校の適正な規模と配置

東京都特別支援教育推進計画に基づき、平成24年度に知的障害教育部門と病弱教育部門を併置する武蔵台学園を設置するとともに、平成29年度には都立肢体不自由特別支援学校のうち、病院内分教室を有し、かつ、病院訪問教育の実績を有する4校に、病弱教育部門

を設置し、病弱教育の位置付けを明確にするなど、病弱教育部門を再編しました。

都立病弱特別支援学校は、病弱教育部門の再編により、現在5校が配置されており、うち4校を病院訪問教育の拠点校として指定しています。一方で、平成29年度時点では、教員の移動時間の影響を考慮して拠点化が見送られた多摩地域南西部において病院訪問教育の要請が増えており、病弱教育部門を設置していない肢体不自由特別支援学校が対応する事例が数多く見られています。そのため、在籍者数に関する将来推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、今後、多摩地域南西部においても病弱教育部門の設置や病院訪問教育の拠点校の指定等が必要か、検討を進めていきます。

#### ④ 島しょ地域における特別支援学校の分教室の在り方

都教育委員会では、令和3年度にモデル事業として設置した青鳥特別支援学校八丈分教室の効果検証等を行うため、令和5年度に島しょ地域における特別支援学校分教室のあり方検討委員会を設置しました。本委員会において、併設する八丈高等学校との交流及び共同学習の実施による共生社会の理解促進に向けた取組や、島内関係機関との連携による充実した就業体験・現場実習等の実施により、八丈分教室における教育内容について十分な特色が発揮されていることなどが報告されました。こうした成果を踏まえ、令和6年度から八丈分教室を正式に分教室として位置付けることとしました。

また、本委員会では、島しょ地域における分教室設置に関する考え方を整理しました。既設の都立高等学校との併設により、適切な学習環境を整えることができること、併設する都立高等学校と分教室が、教職員や施設面等において、相互理解の下、円滑な協力関係を構築できること、設置後数年間にわたり1学年に複数人の生徒入学があり、全学年に学級を設置することが継続的に見込まれること、の3点を示し、この考え方を一つの目安として分教室の設置を検討するよう提言しています。

今後、島しょ地域における都立知的障害特別支援学校高等部の分教室の新規設置については、上記提言の趣旨を踏まえ、検討することとします。



島しょ地域における特別支援学校分教室のあり方検討委員会報告書

## ⑤ 施設整備計画

これまで、東京都特別支援教育推進計画及び東京都特別支援教育推進計画(第二期)で示した施設整備計画に基づき、特別支援学校の新設や増改築を実施してきました。

第三次実施計画においても、最新の在籍者数の将来推計を踏まえつつ、施工条件の精査等に基づく工期の変更等を反映し、新たな施設整備計画(46・47ページの「都立特別支援学校の規模と配置の適正化に関する施設整備計画」)を策定しました。都教育委員会では、この計画に基づき、施設整備を進めていきます。

なお、施設整備に当たっては、施設ごとに土地の利用状況や工事施工上の課題等を踏まえ、関係諸機関との調整等に取り組み、最も合理的かつ効果的な施設整備の規模、整備手法及び整備スケジュールとなるよう、必要な見直しを行います。

都立特別支援学校の規模と配置の適正化に関する施設整備計画

東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画に基づく整備					
	学校名/ 開校等予定年度/ (設置学部)	設置場所	年次計画		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
新設校	江戸川区地区第二 特別支援学校(仮称) 令和14年度以降 ※1 (知:小中)	江戸川区東瑞江 (旧江戸川区立下鎌田 小学校跡地)		基本設計	基本設計 実施設計
増改築等	立川学園 令和15年度 (聴:幼小中高[普・専]) (知:小中) [知的増築棟設置 高等部新設]	立川学園			基本設計
	石神井特別支援学校 令和14年度 (知:小中)	石神井特別支援学校		基本設計	基本設計 実施設計
	調布特別支援学校 令和15年度 (知:小中)	調布特別支援学校			基本設計
	港特別支援学校 令和16年度 (知:高[普・職]) [小中学部新設]	港特別支援学校			基本設計
	葛飾特別支援学校 令和16年度 (知:高)	葛飾特別支援学校			基本設計
	高島特別支援学校 ※2 令和17年度 (知:小中)	高島特別支援学校	調整中		

※1 建築計画の詳細を検討した後に開校時期を決定

※2 計画期間中に仮設校舎の基本設計を実施

東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画(令和4年3月策定)期間において検討し着手した増築による整備					
	学校名/ 開校等予定年度/ (設置学部)	設置場所	年次計画		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
増改築等	水元特別支援学校 令和8年度 (知:小中) [緊急の増築棟設置]	水元特別支援学校	実施設計	工事 供用開始	
	鹿本学園 令和8年度(知:小中) (肢:小中高) [緊急の増築棟設置(知)]	鹿本学園	実施設計	工事 供用開始	
東京都特別支援教育推進計画(第二期)第一次実施計画(平成29年2月策定)に基づく整備					
新設校	北多摩地区特別支援学校(仮称) 令和10年度 (知:小中高[普・職])	都有地 (東大和市向原)	工事	工事	工事
	墨田地区第二特別支援学校(仮称) 令和11年度 (知:小中)	都有地 (墨田区墨田)	工事	工事	工事
東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画(平成22年11月策定)に基づく整備					
新設校	戸山地区学園特別支援学校(仮称) [旧市ヶ谷地区特別支援学校(仮称)] 令和14年度以降 ※3 (知:小中高) (肢:高)	都有地 (新宿区戸山)	実施設計	工事	工事
増改築等	矢口特別支援学校 令和9年度 (知:小中) [第二校舎設置]	矢口特別支援学校	工事	工事	第二校舎 供用開始

※3 建築計画の詳細を検討した後に開校時期を決定

## (2) 多様な教育ニーズに即した特色ある教育活動の推進

### ① 視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への早期からの適切な支援

視覚障害や聴覚障害のある乳幼児に対し、早期からの支援を適切に行うことは、その後の社会性を獲得する上で大きな意義があります。

視覚障害のある乳幼児に対しては、触察<sup>13</sup>経験等を豊かにする教育的支援や、保有する視力を最大限に活用する能力を育てる支援等が有効であり、また、聴覚障害のある乳幼児に対しては、多様なコミュニケーション手段の習得に関する教育的支援や、保有する聴力を最大限に活用する能力を育てる支援が有効であるとされています。

このため、幼稚部を設置する都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校において、乳幼児教育相談や専門家・機関と連携した支援を実施するなど、早期からの支援を実施してきました。

また、地域の小・中学校と連携し、視覚障害や聴覚障害のある児童・生徒等に対する就学支援や就学後の支援も実施しています。

近年、新生児聴覚スクリーニング検査の普及に伴い、聴覚障害の早期発見が進む中、都立聴覚障害特別支援学校における乳幼児教育相談が保護者の不安を受け止め、適切な支援を提供する場所として認知、利用されるようになったことで、相談件数が増加傾向にあります。このため、言語聴覚士<sup>14</sup>等の外部専門家の更なる活用を図るなど、早期からの支援を拡充していきます。

なお、東京都福祉局では、令和6年3月に、難聴児支援のための中核的機能として東京都難聴児相談支援センターを開設しました。難聴児及びその家族等からの相談に応じ、助言や情報提供等の支援を行うとともに、区市町村、療育機関、保育所等の職員への研修など地域での対応力の強化や、都立聴覚障害特別支援学校や児童発達支援センター等との連携を行い、切れ目ない難聴児支援の充実に取り組んでいきます。

今後も幼稚部を設置する都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校において、早期教育の拠点としての機能を発揮し、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児に対する支援を行っていきます。

<sup>13</sup> ものに触れて(さわる、なぞる)、そのものの形状(大きさ、形、感触など)を理解すること。

<sup>14</sup> 聴覚障害、ことばの発達の遅れ、声や発音の障害という問題の本質や発現メカニズムを明らかにし、対処方法を見いだすために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言その他の援助を行う専門家

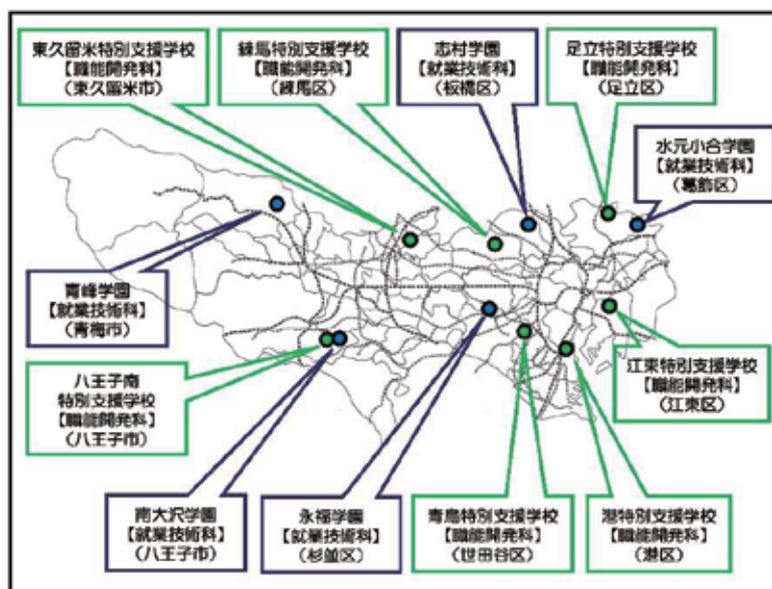
## ② 職能開発科の設置の推進

都教育委員会では、都立知的障害特別支援学校高等部に、職業教育を主とする専門学科として、知的障害が軽度の生徒を対象とした就業技術科や、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科を設置し、生徒の企業就労を促進してきました。

就業技術科については、東京都特別支援教育推進計画において、都立知的障害特別支援学校5校に設置することで全都的な体制整備を実施しました。

職能開発科については、それぞれの地域で基礎的な職業教育を受けられるよう、配置バランス等を考慮した上で、第一次実施計画において、既設の2校（足立特別支援学校及び港特別支援学校）に加えて6校に新たに設置し、計8校とすることとしました。平成30年度には江東特別支援学校、令和3年度には東久留米特別支援学校、令和5年度には青鳥特別支援学校、令和6年度には練馬特別支援学校及び八王子南特別支援学校に職能開発科を設置しています。今後設置に向けた調整を進め、都内8校に職能開発科を設置します。

これにより、就業技術科と職能開発科を都内に計13校設置し、全都的な体制を整備することで、知的障害のある生徒の企業就労を更に促進していきます。



就業技術科・職能開発科設置校(令和6年度時点)

### ③ 強度行動障害に対する教育活動の展開

強度行動障害は、自分自身や他者に対して危険な行動を頻繁に行う状態で、重度の知的障害を伴う自閉症の児童・生徒に生じやすいと言われていています。特別支援学校に通う児童・生徒の中には、福祉制度上の判定を受けていないが、強度行動障害の状態が表れている場合もあり、各校は、家庭や医療、療育等と連携しながら障害特性に応じた指導や対応を行っています。

都教育委員会では、これまで各校が積み重ねてきた効果的な指導事例を基に、強度行動障害の児童・生徒への指導や対応の基本的な考え方をまとめ、令和5年度に指導資料「強度行動障害のある児童・生徒への効果的な指導の在り方」を発行しました。令和6年度には、各校において児童・生徒の特性に応じた適切な支援や指導を行うことができるよう、本資料を用いた教員向けの講習会を開催しました。

今後も、強度行動障害の児童・生徒に対する指導の一層の充実を図っていきます。



強度行動障害のある児童・生徒への効果的な指導の在り方

### (3) 様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実

#### ① 盲ろう重複障害への対応に係る外部専門家の活用

視覚と聴覚の障害が重複した盲ろうの児童・生徒への教育においては、教員が触手話や指文字など盲ろう者が用いる様々なコミュニケーション手段を学び、指導力を向上させることが重要であり、そのためには、研修等における外部専門家の積極的な活用が有効です。

そこで、都教育委員会では、令和5年度から知見を有する研究者や実務経験者等の外部専門家による定期的な校内研修を実施するなど、盲ろうの児童・生徒が在籍する都立特別支援学校における取組を支援しています。

この取組により、教員の指導スキルを高め、盲ろうの児童・生徒への教育の質を向上していきます。

#### ② 将来の自立と社会参加を見据えた専門性の高い指導の実施

都立知的障害特別支援学校では、児童・生徒の社会的自立に向けた取組を推進するため、専門家を導入し、教員と連携した指導体制を構築しています。

具体的には、心理的ケアの充実や、コミュニケーション能力の向上、作業学習<sup>15</sup>の充実など、社会的自立に向けた指導の質を向上するため、発達段階に応じて、心理の専門家、言語聴覚士、作業療法士<sup>16</sup>等の専門家からの指導・助言を教員が受けられる体制を整え、それぞれの専門領域に基づいた指導・助言を活用することで、効果的な指導につなげています。

今後も、児童・生徒の将来の自立と社会参加を見据えて、専門家を積極的に活用し、都立知的障害特別支援学校における指導の充実を図っていきます。

#### ③ 教員と学校介護職員の協働による指導体制の確立

都立肢体不自由特別支援学校では、介護の専門家として学校介護職員<sup>17</sup>を導入し、教員と学校介護職員が協働した指導体制を構築しています。

各校においては、児童・生徒数に応じて必要となる学校介護職員の配置が可能となっており、

<sup>15</sup> 知的障害特別支援学校や知的代替の教育課程で実施できる各教科等を合わせた指導の形態の一つで、作業活動を中心にしながら、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学び、児童・生徒の働く意欲を培い、任された役割を遂行する態度等を身に付けるために行う学習。作業学習で取り扱う作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、食品加工、事務・サービス、清掃など様々である。

<sup>16</sup> 身体又は精神に障害のある者又はそれが予測される者に対して、その主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復・維持及び開発を促す作業活動を用いて行う治療・指導・援助を行う専門家

<sup>17</sup> 都立肢体不自由特別支援学校において、児童・生徒の学校生活を充実させる介護の仕事を行う職員

児童・生徒の安全を確保しつつ、教員が授業づくりに専念できる体制が整備されています。

今後も、教員と学校介護職員が協働した指導体制を維持し、都立肢体不自由特別支援学校における教育内容・方法の充実を図っていきます。

#### ④ 専門家を活用した自立活動の充実

自立活動では、個々の児童・生徒等の障害の状態や発達段階等に応じた指導を実施することが重要であり、その際に、医療関係者をはじめとした専門家の知見を活用することが有効であるため、都教育委員会では、都立特別支援学校において、それぞれの障害特性を踏まえた指導・支援の充実を図る観点から、理学療法士<sup>18</sup>等の専門家の活用を進めています。

また、自立活動を主とする教育課程の児童・生徒等の個別指導計画を作成する際には、複数の分野の専門家からの意見を聴取して、その意見に基づき指導の重点を明らかにすることで、児童・生徒等への適時・適切な支援が可能となることから、個別指導計画を複数の分野の専門家が連携して作成するよう促しています。

今後も、都立特別支援学校の自立活動において、専門的な知見に基づき児童・生徒等の障害の程度や状態に適切に対応した指導を実施できるよう、専門家を積極的に活用するとともに、自立活動を主とする教育課程の児童・生徒の個別指導計画を複数の分野の専門家と連携して作成するよう促していきます。

#### ⑤ 視覚障害特別支援学校における歩行訓練士の活用

視覚障害のある児童・生徒等が、日常生活及び社会生活を安全かつ安心して送るためには、幼少期から歩行訓練を着実に積み重ねていくことが重要です。都立視覚障害特別支援学校では、歩行技術等の知識・経験を有する専門性の高い教員が、主に自立活動の時間において、歩行に関する指導を適切に実施してきました。

令和7年度からは、教員の専門的指導力の更なる向上に向け、歩行訓練士の資格を持つ外部の人材を外部専門員として招へいし、各都立視覚障害特別支援学校に配置していきます。外部専門員が教員に対し、よりきめ細かな指導を実施することで、視覚障害のある児童・生徒等の安全確保や社会的自立に向けた取組を一層進めていきます。

<sup>18</sup> 身体に障害のある者に治療体操などの運動を行わせたり、電気刺激、温熱、その他の物理的手段を加えたりして、主として基本的運動能力の回復及び運動器(骨、関節、筋)の疼痛軽減、変形の矯正と予防などの基本的な運動機能の向上を目的とした理学療法を実施する専門家

## ⑥ スクールカウンセラー等の活用による教育相談の充実

都立特別支援学校では、学級担任を中心とする校内の相談体制を構築してきました。一方、SNS等により児童・生徒の交友関係や情報共有の場が広がり、それに伴い個々の児童・生徒の悩みや不安などが更に多様化する状況において、教員以外への相談体制についても充実が求められるようになってきました。

そのため、令和4年度から、都立知的障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校にスクールカウンセラー<sup>19</sup>を配置する3年間のモデル事業を実施し、いじめ防止等に資する対応や、教育相談体制の一層の充実を図ってきました。

このモデル事業により、知的障害が比較的軽度である就業技術科・職能開発科の生徒及び聴覚障害のある生徒について、カウンセラーへの相談により心理的に落ち着く様子が見られたり、関係機関へつなぐことができたりするなどの成果が確認できました。これらの実績を踏まえ、令和6年度には、都立視覚障害特別支援学校においても、モデル配置による検証を行いました。

モデル事業の成果を踏まえ、これらの学校については、引き続きスクールカウンセラーを配置し、教員・保護者とともに児童・生徒の悩みや抱えている問題への解決に取り組むことができるようにしていきます。

また、令和7年度から3年間にわたり、これまで配置のなかった全ての都立特別支援学校でモデル事業を実施し、都立特別支援学校におけるスクールカウンセラーの活用の有用性について更に検討を進めていきます。

あわせて、都教育委員会に設置している都立学校「自立支援チーム」<sup>20</sup>が、都立特別支援学校の要請に応じて福祉等の専門的知識や技術を持つユースソーシャルワーカー<sup>21</sup>を派遣し、引き続き不登校児童・生徒への支援、児童・生徒及びその家族が抱える課題への福祉的支援等に取り組んでいきます。

<sup>19</sup> いじめ、不登校、問題行動の背景となっている児童・生徒の不安や悩みへのカウンセリング、子育てに関する保護者への助言・援助、学校における相談体制を充実させるための教職員への助言・援助など、児童・生徒の心の問題に関して深く、広範囲な活動を職務として学校に派遣する専門職のこと。高度に専門的な知識や経験が必要であることから、臨床心理士、精神科医、大学の心理学系の教員の資格を有する者等を要件として公募し、派遣している。

<sup>20</sup> 自立支援チームはユースソーシャルワーカー、ユースソーシャルワーカー（主任）等で構成され、面談等を通じた生徒の状況把握や助言、教員等と連携したケース会議の実施、児童相談所等の関係機関と連携した福祉の支援など、生徒一人ひとりの自立に向けた支援を行っている。

<sup>21</sup> ユースソーシャルワーカーは、都立学校（都立特別支援学校・都立高校等）におけるスクールソーシャルワーカーの役割に加え、専門的知識や技術に基づく就労支援の役割も担う職員のこと。支援を要する生徒等に対し、教員が行う社会的・職業的自立に向けた教育活動を福祉及び雇用・就労の立場から支援する。ユースソーシャルワーカー（主任）は、急迫した対応を要する困難なケースに対し、高度な専門的知識や豊かな支援経験を活用し、迅速かつ的確な課題解決を図っている。

年次計画

取組分野	個別事業	第二次実施計画		第三次実施計画		
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
(1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化	① 視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置					
	ア 視覚障害特別支援学校の適正な規模と配置	視覚障害特別支援学校4校	視覚障害特別支援学校4校			
	イ 聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置	聴覚障害特別支援学校4校	聴覚障害特別支援学校4校			
	② 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置					
	ア 普通教室の確保	知的障害特別支援学校45校	知的障害特別支援学校44校(しいの木特別支援学校の閉校により1校減)			
	イ 「東京都立特別支援学校の施設整備等在り方検討委員会」に基づく新たな施設整備の手法	(新規事業)	新設や改築などの際に、新たな施設整備の手法の取り入れを検討			
	ウ しいの木特別支援学校の閉校及び分教室の設置	令和6年度末で閉校	在籍者全員が卒業又は転出するまでの間、中野特別支援学校しいの木分教室として運営			
	③ 肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校の適正な規模と配置					
	ア 肢体不自由特別支援学校の適正な規模と配置	肢体不自由特別支援学校18校	肢体不自由特別支援学校18校			
	イ 病弱特別支援学校の適正な規模と配置	病弱特別支援学校5校	病弱特別支援学校5校			
	④ 島しょ地域における特別支援学校の分教室の在り方	モデル事業の検証を行い、十分な効果等を確認できたため、令和6年度以降、正式に青鳥特別支援学校八丈分教室として位置付け運営	青鳥特別支援学校八丈分教室として運営			
⑤ 施設整備計画	46～47ページ参照					
(2) 多様な教育ニーズに即した特色ある教育活動の推進	① 視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への早期からの適切な支援	・幼稚部を設置する都立視覚障害・聴覚障害特別支援学校における早期からの支援の実施 ・言語聴覚士等の更なる活用による乳幼児教育相談の充実	・幼稚部を設置する都立視覚障害・聴覚障害特別支援学校における早期からの支援の実施 ・言語聴覚士等の更なる活用による乳幼児教育相談の充実			
	② 職能開発科の設置の推進	既設の4校を含めて7校に設置	・7校に設置 ・北多摩地区特別支援学校(仮称)への設置準備			
	③ 強度行動障害に対する教育活動の展開	(新規事業) 令和5年度に指導資料を作成	・教育課程説明会等において指導資料に基づく指導方針の周知、事例紹介			

## 年次計画

取組分野	個別事業	第二次実施計画	第三次実施計画		
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(3) 様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実	① 盲ろう重複障害への対応に係る外部専門家の活用	(新規事業) 令和5年度から外部専門家等による研修を実施	盲ろう重複障害児が在籍する学校に外部専門家を招へいすることで、外部の知見等を活用した適切な指導方法を確立		
	② 将来の自立と社会参加を見据えた専門性の高い指導の実施	心理の専門家、言語聴覚士、作業療法士等の活用	心理の専門家、言語聴覚士、作業療法士等の活用		
	③ 教員と学校介護職員の協働による指導体制の確立	都立肢体不自由特別支援学校全校における児童・生徒の安全確保と指導に専念できる体制の整備	都立肢体不自由特別支援学校全校における児童・生徒の安全確保と指導に専念できる体制の整備		
	④ 専門家を活用した自立活動の充実	理学療法士、作業療法士等の活用	理学療法士、作業療法士等の活用		
	⑤ 視覚障害特別支援学校における歩行訓練士の活用	(新規事業)	都立視覚障害特別支援学校の教員の専門的指導力向上に向け、歩行訓練士の資格を持つ外部の人材を活用		
	⑥ スクールカウンセラー等の活用による教育相談の充実	・都立視覚障害特別支援学校4校、都立聴覚障害特別支援学校4校及び都立知的障害特別支援学校12校をモデル校としてスクールカウンセラーを配置し、相談体制を充実 ・都立特別支援学校の要請に応じユースソーシャルワーカーを派遣	・令和4～6年度モデル事業未実施38校をモデル校としてスクールカウンセラーを配置 ・モデル校での成果を把握し、スクールカウンセラーの配置の有用性を検討 ・都立特別支援学校の要請に応じユースソーシャルワーカーを派遣		

## 3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

### (1) 都立特別支援学校の施設設備の充実

#### ① 新たな考え方に基づく施設整備の展開

都教育委員会では、特別支援教育を進める上で必要な施設機能を確認するために、都立特別支援学校の施設整備として必要な事項の標準を示し、建設工事計画の目安とするため、「特別支援学校施設整備標準」<sup>22</sup>を定めて施設整備の充実に努めてきました。

一方、知的障害教育部門においては、今後も児童・生徒数の増加傾向が継続していくと見込まれていることに加え、障害の重複化等による指導内容の多様化などに対応するため、教育環境の充実に向けて普通教室の確保をはじめとした施設整備の推進が求められています。

しかし、特に都心部においては、新設や改築を行うための学校用地に適した十分な大きさの土地を確保することが課題となっています。

そこで都教育委員会は、令和6年度に、限られた土地の有効活用と教育環境の充実との両立を図ることを目的に設置した「東京都立特別支援学校の施設整備等在り方検討委員会」において、主に次の事項について検討を行いました。

この検討委員会における検討を踏まえ、今後の新設や改築などの際、「特別支援学校施設整備標準」を基本としながら、対象となる学校を取り巻く環境や整備条件等を勘案し、学校関係者や工事関係部署などと調整の上、以下の新たな施設整備の手法を取り入れていきます。

#### ■ 知的障害特別支援学校の高層化

特に児童・生徒数の増加が著しい都立知的障害特別支援学校については、新設や改築等に当たり、障害の状況に応じた教室の配置や、建物内の移動の安全性を確保した整備を行うなど、児童・生徒の安全面に十分配慮しながら、高層化による必要な居室の確保を検討します。

#### ■ 特別支援学校施設整備標準に定める普通教室面積の弾力的な取扱い

「特別支援学校施設整備標準」では、普通教室について、授業だけでなく、個別指導を実施するスペースを見込んだ上で面積を設定しています。

そのため、特に児童・生徒数の増加が著しい都立知的障害特別支援学校について、新設や改築に当たり、普通教室以外の場所で個別指導用のスペースを確保することにより、普通教室の

<sup>22</sup> 特別支援教育を進める上で必要な施設機能を確認するために、計画及び設計において、特別支援学校の施設整備として必要な事項の標準を示し、建設工事計画の目安となることを目的として、都教育委員会において策定したものである。特別支援学校の新築、改築及び増築工事において適用し、改修工事においては準用する。

面積を弾力的に取り扱い、必要な居室を確保することを検討します。

### ■ 中庭等を活用した小規模・分散型による屋外運動場の設置

土地の確保が困難な区部等において、十分な広さの屋外運動場を整備できないケースが生じています。

そのため、校外の運動施設の利用に加えて、学級単位や障害の程度に応じた小集団などの指導を念頭に、新設や改築等に当たり、中庭やピロティ、屋上などを、小規模・分散型の屋外運動スペースとして整備することや、使用していない期間のプールの上部、駐車スペースなど、他の機能と併用することを検討します。

### ■ 児童・生徒等の増加に応じた緊急的な増築棟の設置

特に児童・生徒数の増加が著しい都立知的障害特別支援学校を対象に、必要な教室の確保を目的とした緊急的な増築棟を敷地内に設置し、可及的速やかに教育環境の改善を図ります。対象校の検討に当たっては、敷地内に設置可能なスペースがあることに加え、増築棟の設置により、児童・生徒の教育環境が著しく制限されないことに留意します。

本計画では、鹿本学園と水元特別支援学校において緊急的な増築棟の設置に取り組むとともに、今後、児童・生徒数の動向を踏まえ、更なる設置の必要性などについて検討していきます。

### ■ 在校する児童・生徒数の増減や多様な学習内容に対応できる柔軟な教室の設置

児童・生徒の障害の重度・重複化や、特別支援教育をめぐる環境の変化などにより、教育の多様化が進んでいます。また、都立肢体不自由特別支援学校においては、障害の状況や程度が大きく異なる児童・生徒が、互いに学び合う機会を確保するなどの理由から、複数の学級集団への指導を、比較的大きな教室で行うことが有効な場合も考えられます。

そのため、新設や改築等に当たり、一部の教室について、教室間の仕切りを可動式にするなど、教育活動に応じた柔軟な教室環境の整備を検討します。

## ② 老朽校舎の改築・大規模改修

都立特別支援学校に通う児童・生徒等の安全・安心を確保し、良好な教育環境を維持するために、必要な施設・設備の整備や校舎等の維持更新を計画的に進める必要があります。

このため、建築年数や劣化状況及び都立特別支援学校における施設上の課題等を考慮した計画的な維持更新を実施してきました。今後も、老朽校舎の改築・大規模改修を着実に実施し、多様な児童・生徒等に対する様々な教育の実施に向け、都立特別支援学校の特色や機能を十分に発揮できる施設整備に取り組んでいきます。

なお、改築等に際しては、国の設置基準等を踏まえつつ、都の施設整備標準に基づき、必要な教育環境の整備を進めていきます。

## ③ 省エネ・再エネの推進

都教育委員会では、都立特別支援学校の新築・改築等に当たり、「省エネ・再エネ東京仕様」<sup>23</sup>等に基づき、太陽光発電設備の設置やLED照明の整備等を進めるとともに、「東京都グリーン購入ガイド」に基づく電気購入により、100パーセント再生可能エネルギーを使用しています。

地球温暖化対策など環境配慮の必要性が高まる中、再生可能エネルギーの利用等による電気使用量やCO<sub>2</sub>排出量の更なる削減など、環境負荷の一層の低減に向けた学校づくりが求められています。

このため、都立特別支援学校における電力使用量とCO<sub>2</sub>排出量を削減するため、引き続き「省エネ・再エネ東京仕様」を適用し、再生可能エネルギーの利用や設備の省エネルギー化を進めていきます。都立特別支援学校の新築や改築、大規模改修の工事を実施する際には、再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、更には発災時におけるエネルギー供給の確保にも資するため、校舎屋上に太陽光発電設備を整備するとともに、照明設備を原則としてLED照明とし、高効率空調機を整備するなど、設備の省エネルギー化を進めていきます。



太陽光パネルを設置した例

<sup>23</sup> 「2030年までに2000年比で東京の温室効果ガス排出量を50%、エネルギー消費量を50%削減する」という目標の達成に向けた率優先的取組として、都有建築物の改築等において、建築物の熱負荷の低減、最新の省エネ設備、多様な再エネ設備の導入等により、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的として都が適用している仕様(令和5年1月に改正)

#### ④ 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実

都教育委員会では、都の生活文化スポーツ局と連携して、障害者等が身近な地域でスポーツに親しめる場を提供するとともに、障害や障害者スポーツへの理解促進と普及を図るため、障害者スポーツの拠点の一つとして、都立特別支援学校の体育施設(体育館、グラウンド等)の環境整備を推進しています。令和6年度においては、33校の都立特別支援学校が対象校となっています。

今後も都の関係各局と連携し、より多くの障害者や障害者スポーツ団体等が地域において障害者スポーツを楽しめるよう、都立特別支援学校の環境整備を推進していきます。

## (2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備

### ① 児童・生徒の通学環境の改善(スクールバスの充実)

都教育委員会では、令和6年度、都立特別支援学校54校にスクールバスを配車しています。スクールバスの運行に当たっては、児童・生徒等の通学負担の軽減を図るため、運行時間の短縮に努めています。

特に、肢体不自由のある児童・生徒の中には、体温調節が困難な児童・生徒もいるため、長時間の乗車は可能な限り避けることが望ましいことから、都立肢体不自由特別支援学校におけるスクールバスの平均運行時間を60分以内とすることを目標としており、令和6年度の平均運行時間<sup>24</sup>は54分となっています。引き続き、車両の小型化による増車やコース設定の工夫等により、乗車時間の短縮を図っていきます。

あわせて、スクールバスを安心・安全に運行するため、スクールバス安全運行支援員を配置し、バスの運行管理や、児童・生徒等の障害の特性や車内における配慮事項等を把握して添乗員への支援等を行っています。また、バス事業者への研修の実施や、事業者等を対象にした運行の手引きの作成、注意喚起等を実施し、安心・安全な乗車環境を確保していきます。



肢体不自由特別支援学校のスクールバス



肢体不自由特別支援学校の  
リフト付きスクールバス

### ② 医療的ケア児への支援の充実

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケア児が増加傾向にある中、都教育委員会では、都立特別支援学校において、医療的ケアの実施体制を整備し、安全な教育環境の確保に努めてきました。

<sup>24</sup> 各スクールバスに始発から乗車する児童・生徒の乗車時間の総和÷バスの台数

令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行されたことも踏まえ、児童・生徒等の自立を図るためにも、保護者の付添いなく都立特別支援学校で医療的ケアを実施できる体制について、引き続き検討を進めるとともに、医療的ケアに関する様々な課題への対応策を検討・実施していく必要があります。令和6年度から医療的ケア実施項目に排痰補助装置の使用を新たに加えるなど、医療技術の進歩を「都立学校における医療的ケア実施指針」に反映させました。

今後も、都立特別支援学校における医療的ケア児に対する支援を充実していきます。



医療的ケアの様子

## ア 医療的ケアの実施体制の整備

医療的ケア児を支援するため、平成29年度に都立肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校にも非常勤看護師<sup>25</sup>を配置しました。

また、平成30年度からは都立肢体不自由特別支援学校全校に、令和2年度からは都立肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校の一部に主任非常勤看護師<sup>26</sup>を、令和4年度からは都立肢体不自由特別支援学校を中心に総合非常勤看護師<sup>27</sup>及び医療的ケア専門員を配置するなど、医療的ケアの実施体制の充実を進めています。

今後は、新たに医療的ケアを開始する都立特別支援学校の円滑な実施に向けた支援を行うための看護師の更なる確保・育成を図るとともに、都立肢体不自由特別支援学校での医療的ケア児の増加を受け、学校介護職員による医療的ケア実施の一層の推進を図ります。

また、医療的ケア運営協議会<sup>28</sup>を活用し、医療的ケアに関する課題を検討し、都立特別支援学校における医療的ケアの充実に向けて取り組んでいきます。

<sup>25</sup> 看護師資格を有し、児童・生徒への医療的ケアの実施及び医療的ケアに関する教職員等への指導・助言を実施する者

<sup>26</sup> 非常勤看護師の業務に加えて、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアの実施、校内の医療的ケアの全体状況の把握等の常勤看護師の補佐業務を実施する者

<sup>27</sup> 非常勤看護師の業務に加えて、専用通学車両乗車時の医療的ケア及び医療的ケアに関する近隣の都立学校への支援を実施する者

<sup>28</sup> 教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者から構成される協議会で、都立学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制の整備に向け、実施体制の点検、課題の把握と解決策の検討等を行っている。

## イ 学校看護師の確保拡充策及び校内の医療的ケア実施体制の強化

令和6年度から、校外学習に対応する看護師を配置する体制支援を新たに開始していますが、医療的ケア児が増加傾向にあるなど、実施者である看護師の需要は更に高まり、その確保は喫緊の課題です。

都教育委員会では、看護師の確保に向け、仕事の魅力を発信する採用サイトの開設やインターネット広告の活用、関係機関と連携した就職相談会へのブースの出展など、様々な取組を行っています。

こうした取組に加え、今後も学校と連携し、各校に募集広告を設置するなど、看護師の確保に努めていきます。



東京都立特別支援学校  
非常勤職員採用ポータルサイト

## ウ 人工呼吸器の管理

人工呼吸器の管理については、近年の医療技術の進歩により、医師の詳細な指示がなくても看護師が取り扱い可能な医療機器が普及してきたことから、平成30年度から2年間にわたって、人工呼吸器の管理を適切に実施するための校内体制や実施方法等を検討するモデル事業を実施しました。

また、令和2年度からは、モデル事業の成果を踏まえ、人工呼吸器の管理を行う際の条件や留意点等をまとめた「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、実施する都立特別支援学校に主任非常勤看護師を増員するなど、安全な実施に向けた体制整備に取り組み、一人ひとりの子供の状況を確認した上で、順次、校内での保護者の付添いをなくしています。

今後、人工呼吸器を使用する児童・生徒の増加が見込まれ、各都立特別支援学校で複数名の児童・生徒に適切に対応することが重要となることから、対象となる児童・生徒の安全の確保を第一に、人工呼吸器の管理を適切に実施していきます。

## エ 胃ろうからの給食の注入

胃ろうからの初期食の注入については、自然食材からの栄養摂取による健康の保持や、皆で同じ給食を楽しむ食育の充実等を目的として、初期食の注入を行う際の条件や留意点等をまとめた「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」を令和2年度末に策

定しました。令和3年度以降、準備の整った都立肢体不自由特別支援学校から、順次初期食の注入による給食の提供を実施しています。

令和6年度からは食育の更なる推進の観点などから、経口摂取と胃ろうからの注入の併用、一品ずつの注入を都立肢体不自由特別支援学校で開始しました。令和6年度以降も、都立肢体不自由特別支援学校で引き続き実施するとともに、一人でも多くの児童・生徒に安全

な注入ができるよう、対象となる児童・生徒の条件や食物アレルギー対応、厨房の体制、校内体制の確立など、実施方法について検討していきます。



肢体不自由特別支援学校の給食の例(左:普通食 | 右:初期食)

## オ 医療的ケア児専用通学車両の運行

スクールバスの車内での医療的ケアを必要とする児童・生徒の通学については、車内での安全な環境確保が難しいことから保護者の送迎に委ねられていましたが、医療的ケアを必要とする児童・生徒の学習機会の確保と通学保障のため、平成30年度から、都立肢体不自由特別支援学校において、看護師が同乗する専用通学車両の運行を開始しました。



医療的ケア児専用通学車両

しかし、乗車中の医療的ケアを行う看護師が不足する状況が続いており、看護師等の人材確保を強化する必要があります。

このため、看護師の勤務形態の拡充や、専用通学車両乗車時の報酬単価の引き上げ、学校内で医療的ケアを担う看護師以外の職の新設などにより、既に在職している看護師の専用通学車両への乗車を一層促していきます。

また、肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校にも車内での医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍していることから、都立知的障害特別支援学校や知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する学校の知的障害教育部門において、専用通学車両

の乗車対象とし、車両を運行するモデル事業を令和4年度から2年間実施しました。モデル事業での検証を踏まえ、令和6年度から都立知的障害特別支援学校及び肢体不自由教育部門を併置する学校の知的障害教育部門を対象に加えて運行を開始するとともに、新たに聴覚障害教育部門に在籍する児童・生徒を対象にモデル事業を実施しています。

こうした取組に加え、児童・生徒が障害の状態等により専用通学車両への乗車が困難で、電車やバス、自家用車等による通学ができない場合には、通学手段として利用する福祉タクシー等に係る交通費を就学奨励事業により支援しています。

## カ 医療の専門的知見の活用

都教育委員会では、主治医が作成する医療的ケア指示書に基づき、医療的ケアを安全かつ適切に実施できるよう、学校における医療的ケアの実施環境等を勘案し、安全を確保する立場から指導・助言を行う指導医を都立特別支援学校が委嘱できるようにするとともに、常勤看護師の配置に加え、主任非常勤看護師、総合非常勤看護師及び非常勤看護師を配置してきました。

一方、医療的ケアの高度化・複雑化が進んでいることから、保護者や主治医と、都立特別支援学校や指導医が、学校で実施可能な医療的ケアの範囲について共通理解を図ることの重要性が増しています。

このため、医療的ケア実施に係る個別課題のうち、新たなケアへの対応など、学校での解決が困難な課題について、主治医・指導医・医療的ケア運営協議会委員である医師の三者による「スクールカンファレンスチーム」を都教育委員会に設置した上で、カンファレンスの中でチームによる「共通意見」を形成し、学校等に助言する仕組みを構築しています。

## キ 入学後の保護者付添いの短縮化

医療的ケア児については、入学後、学校看護師等に対処方法などの引継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼しています。これまで、医療的ケア児が在籍又は新たに入学する全ての都立特別支援学校において、新入生・在校生を問わず、保護者付添い期間の短縮を図ってきましたが、特に人工呼吸器など、高度な医療的ケアが必要な場合は、付添い期間が長期化するケースが生じています。

このため、令和3年度から2年間、都立特別支援学校において、健康観察等の医療的ケア実施に向けた手順を入学前から行うなど、保護者の付添い期間の短縮に向けたモデル事業

に取り組みました。

モデル事業の成果を踏まえて、令和5年度からは、対象校を医療的ケア児が在籍又は新たに入学する都立特別支援学校全校とし、本格実施としました。令和6年度からは就学前から児童に関与する医師等が、就学後に学校で医療的ケアの引継ぎを実施する取組を新たに開始し、付添い期間の短縮に向けた取組を拡充しました。

また、令和5年度からは、付添いを行う保護者への支援として都立肢体不自由特別支援学校にテレワークブースを設置するなど、保護者の就労継続に向けた取組を進めています。

## ク 関係機関等との連携

医療的ケア児及びその家族に対する支援については、医療的ケア児支援法を踏まえ、区市町村、医療、福祉等の関係機関や民間団体等との緊密な連携の下に、切れ目なく行う必要があります。

都教育委員会では、関係部局と連携するとともに、必要に応じて小・中学校における医療的ケアに関する情報提供を区市町村に対して行うなど、支援の充実に取り組んでいきます。

また、医療的ケア児が放課後等デイサービスなどの学校外の施設を利用する場合、支援内容の引継ぎなどで、都立特別支援学校が学校外の施設や区市町村と連携することが重要となります。そのため、厚生労働省が定めるガイドラインの内容等を踏まえ、保護者の同意を前提として、個別の教育支援計画等の提供を行うなど情報共有を図るとともに、役割分担の明確化を図るための場を各都立特別支援学校に設置するなど、学校と関係機関等との連携を引き続き推進していきます。

### ③ 聴覚障害特別支援学校における放課後の居場所づくり

都立聴覚障害特別支援学校では原則スクールバスの運行がなく、幼児・児童の安全管理を目的として、一人通学の確立していない幼稚部から小学部3年生までを目安に、保護者等による送迎を依頼しています。通学区域が広いことから、保護者等による学校への送迎は時間がかかる場合が多く、放課後に地元の学童クラブ等を利用することも困難であるとともに、夏休み等の長期休業となる期間は通学ができない状況となります。

このため、都教育委員会は、保護者の負担軽減に役立てるための対応として、都立聴覚障害特別支援学校に通う幼児及び低学年の児童が、放課後や長期休業期間に学校内で安心して過ごせる居場所を確保し、手話等の対応ができる人材も配置する取組を開始します。令和7年度か

ら大塚ろう学校において取組を始め、運営方法等を検証するなど、今後の展開に結び付けていきます。

#### ④ 寄宿舎の適正な規模と配置及び施設の有効活用

都教育委員会では、都立特別支援学校の適正な規模と配置の実施による通学区域の縮小や、スクールバスの整備等による通学時間の短縮によって、通学困難を理由とする入舎対象が著しく減少してきたことを背景として、平成16年度に11舎あった寄宿舎を平成28年度末までに5舎に再編しました。

また、都立特別支援学校に在籍する生徒が、寄宿舎設置校と非設置校の別にかかわらず、寄宿舎施設を活用することができるよう、夏季休業日等の長期休業期間における有効活用を進めてきました。

今後も、通学困難な児童・生徒の通学を保障するため、5舎に再編した寄宿舎を適切に運営するとともに、長期休業期間中も寄宿舎を有効に活用し、企業等の協力を得ながら、生徒の集団適応力の向上や学校を超えた交流活動の充実のための取組を実施していきます。

#### ⑤ 寄宿舎で生活する児童・生徒の安全・安心の確保

日々の寄宿舎運営において、複数の障害を有することなどにより個別の対応が必要な児童・生徒が一定数いる中で、寄宿舎指導員の負担を軽減するとともに、子供の安全・安心を確保していくことが重要です。

そのため、令和6年度から、希望する寄宿舎にドアの開閉センサーや人感センサー、集音マイク等を配備することに加え、児童・生徒の見守りや食事の介助等を補助する人材派遣職員を配置しています。

今後、効果検証を行い、一定の成果が見られたシステム類等については、他の寄宿舎にも順次展開していくなど、寄宿舎で生活する児童・生徒の安全・安心を高める取組を推進していきます。



開閉センサーの確認機器

#### ⑥ 就学奨励事業による保護者の経済的負担の軽減

特別支援学校に就学する児童・生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な補

助を行うことを目的として、保護者等の経済的負担能力に応じて、通学費、教科書費、学用品費、修学旅行費、帰省費等について、保護者等が負担する経費の全部又は一部を国及び地方公共団体が負担しています。

都教育委員会では、令和5年度から、学校から保護者に宿泊を伴う行事への付添いを依頼した場合に、これまで保護者が負担していた保護者の付添いに係る経費について、家庭の収入によらず全額を就学奨励費で負担することとしています。

年次計画

取組分野	個別事業	第二次実施計画		第三次実施計画		
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
(1) 都立特別支援学校の施設設備の充実	① 新たな考え方に基づく施設整備の展開	(新規事業) 令和6年度に検討委員会を全5回開催し、施設整備等の在り方を検討	検討委員会の成果を踏まえ、新築・改築工事等への反映を検討			
	② 老朽校舎の改築・大規模改修	「主要施設10か年維持更新計画」に基づく改築・大規模改修の実施	「主要施設10か年維持更新計画」に基づく改築・大規模改修の実施			
	③ 省エネ・再エネの推進	「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた取組	「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた取組			
	④ 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実	事業対象校数を順次拡大	事業対象校数を順次拡大			
(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備	① 児童・生徒の通学環境の改善(スクールバスの充実)	肢体不自由特別支援学校のスクールバスの小型化・コース設定の工夫などによる乗車時間の短縮	肢体不自由特別支援学校のスクールバスの小型化・コース設定の工夫などによる乗車時間の短縮			
	② 医療的ケア児への支援の充実					
	ア 医療的ケアの実施体制の整備	・非常勤看護師の配置 ・医療的ケア運営協議会における課題検討	・非常勤看護師の配置 ・医療的ケア運営協議会における課題検討			
	イ 学校看護師の確保拡充策及び校内の医療的ケア実施体制の強化	・専用通学車両に乗車した際の看護師報酬単価の引上げ(令和4年度) ・従来の非常勤看護師(週19時間以下勤務)とは別に、専用通学車両乗車を含む週31時間勤務の総合非常勤看護師を新設(令和4年度) ・採用サイトの開設、学校周辺への募集チラシの配布、募集ポスターの掲示(令和6年度)	・学校看護師の確保拡充策実施 採用サイトの運用			
	ウ 人工呼吸器の管理	都立肢体不自由特別支援学校全校で実施	都立肢体不自由特別支援学校全校で実施			
	エ 胃ろうからの給食の注入	都立肢体不自由特別支援学校全校で実施	都立肢体不自由特別支援学校全校で実施			
	オ 医療的ケア児専用車両の運行	モデル事業を踏まえ、都立特別支援学校の知的障害部門及び肢体不自由教育部門で本格実施	都立特別支援学校の知的障害部門及び肢体不自由教育部門で実施			
	カ 医療の専門的知見の活用	「スクールカンファレンスチーム」を設置し、学校等に助言	「スクールカンファレンスチーム」を設置し、学校等に助言			
	キ 入学後の保護者付添いの短縮化	モデル事業の成果検証を踏まえ、都立特別支援学校全校で付添い期間短縮に向けた取組を令和5年度から本格実施	都立特別支援学校全校で付添い期間短縮に向けた取組を実施			
	ク 関係機関等との連携	情報共有、役割分担の明確化のための場の設置等、連携の一層の推進	情報共有、役割分担の明確化のための場の設置等、連携の一層の推進			

## 年次計画

取組分野	個別事業	第二次実施計画		第三次実施計画	
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備	③ 聴覚障害特別支援学校における放課後の居場所づくり	(新規事業)	都立聴覚障害特別支援学校における児童等が放課後等に学校内で安心して過ごせる居場所を確保し、手話等の対応のできる人材も配置する取組を開始	運営方法等の効果検証を実施し、今後の展開を検討	→
	④ 寄宿舎の適正な規模と配置及び施設の有効活用	・寄宿舎の適切な運営による通学困難な児童・生徒の就学の保障 ・長期休業期間中の寄宿舎を活用した生徒の集団適応力の向上や学校を超えた交流活動の充実	・寄宿舎の適切な運営による通学困難な児童・生徒の就学の保障 ・長期休業期間中の寄宿舎を活用した生徒の集団適応力の向上や学校を超えた交流活動の充実	→	→
	⑤ 寄宿舎で生活する児童・生徒の安全・安心の確保	(新規事業) デジタル機器及び人材派遣を活用した寄宿舎運営の安全性向上のための取組を実施	デジタル機器及び人材派遣を活用した寄宿舎運営の安全性向上のための取組を実施	→	→
	⑥ 就学奨励事業による保護者の経済的負担の軽減	特別支援学校に就学する児童・生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するための必要な補助を実施	特別支援学校に就学する児童・生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するための必要な補助を実施	→	→

